

平成26年3月27日

東日本大震災事業者再生支援機構との連携による復興支援案件について

～千葉県内第1号案件～

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、株式会社 東日本大震災事業者再生支援機構（以下、「震災支援機構」という）と連携し、当行取引先に対する復興支援を下記のとおり実施することとなりましたのでお知らせいたします。

なお、本件は震災支援機構との第1号案件となります。

記

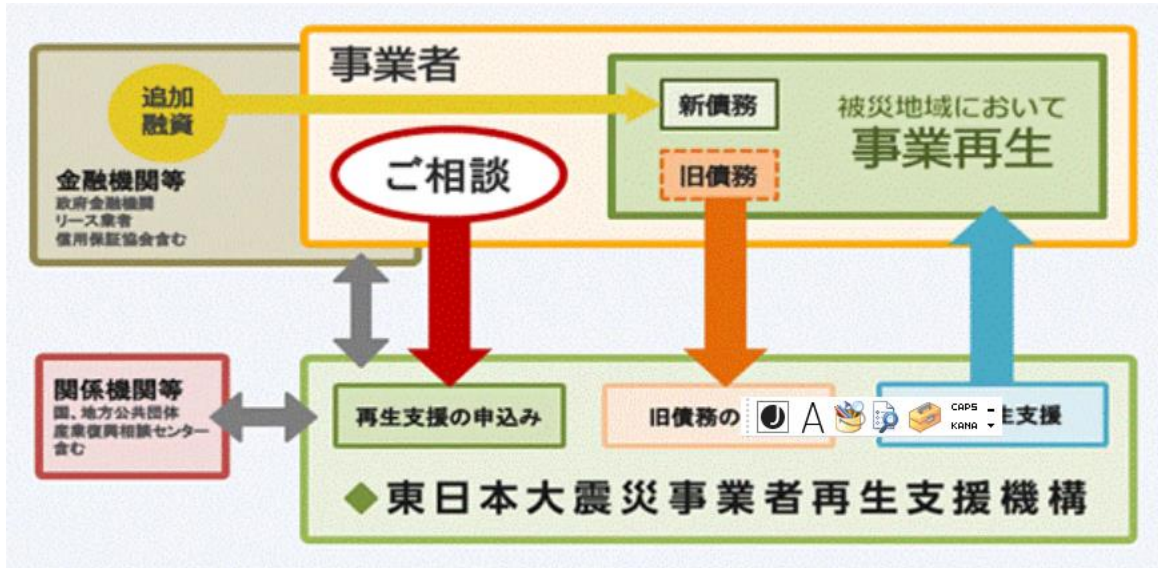
1. 対象事業者の概要と取組み経緯

- ・今回支援する対象事業者は千葉県内にある食品製造業です。
- ・東日本大震災による液状化被害により製造工場が閉鎖し、販売アイテムや生産量の縮小を強いられ、財務内容や資金繰りが悪化しました。
- ・同社は知名度が高く、商品ブランド力が定着していること、及び地元経済や雇用に与える影響等を総合的に判断し、震災支援機構と連携して第二会社方式による再生に取り組むこととなりました。

2. 支援スキーム概要（第二会社方式）

- ・震災前の当行債権を震災支援機構に売却（債権放棄を伴う売却）し、震災支援機構は一部債務免除、元金支払猶予、利息減免を実施します。
- ・当行は、新たな運転資金、設備資金の融資を行います。（一部震災支援機構の保証付）
- ・当行は、支援先に出資するとともに人的支援（取引先への出向）によるサポートを実施します。

※東日本大震災事業者再生支援機構の支援イメージ



当行は、被災地の一日も早い復旧・復興をお祈りするとともに、今後とも被害を受けられた皆さまの支援に積極的に取り組んでまいります。

以上